

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月4日から同年10月11日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を46年1月4日、資格喪失日に係る記録を同年10月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年1月から同年6月までは3万6,000円、同年7月から同年9月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月7日から46年11月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、申立期間当時、A社B部に勤務し、商品の搬入修理及び取付業務を担当していた。同時期に入社した元従業員には、同社に係る厚生年金保険被保険者期間があるとのことである。

申立てに当たっては、申立期間の始期を昭和45年11月7日としたが、C社を退職後、A社に就職するまでは1か月くらいの期間があったことを思い出したので、同社の入社は同年12月半ば頃である。また、同社を退職後、D事業所のE支社で働くまでは1週間程度空いていたと記憶している。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には昭和45年12月の半ば頃入社した。」としているところ、A社において、昭和46年1月4日に厚生年金保険に加入したことがオンライン記録から確認できる元従業員は、「私は、申立人より後の昭和46年1月4日に入社した。」と証言していることから、申立人は、少なくとも同日には同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「A社を退職後、D事業所のE支社で働くまでに1週間程度は空いていたと記憶している。」としているところ、A社において、昭和46年10月11日に厚生年金保険に加入したことがオンライン記録から確認できる別の元従業員は、「私は、B部に勤務していたが、申立人のことを知らない。」と証言していることから、申立人は、同日以降は同社に勤務していなかったことが推認できる。

さらに、申立人が氏名を挙げている元従業員のうちの一人は、「A社では、社員を雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金保険に加入させていた。」と証言しており、別の二人はそれぞれ、「申立人は、私と同様に正社員である。」「私は、申立人と同じ待遇、同じ取扱いだった。」と証言しているところ、申立人は、当該元従業員を含め、同じ職場（A社B部）に勤務していた複数の元従業員の氏名を挙げているが、いずれの元従業員にも、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月4日から同年10月11日までの期間において、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間にA社において資格取得し、申立人と同一業務に従事していたとする元従業員の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和46年1月から同年6月までは3万6,000円、同年7月から同年9月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年1月から同年9月までの保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年11月7日から46年1月4日までの期間については、A社は、既に廃業しており、当時の事業主及び役員は亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認できない上、「私は、申立人より後の昭和46年1月4日に入社した。」と証言している上記元従業員を除き、その他のいずれの元従業員からも、申立人の勤務開始日に係る具体的証言は得ることができない。

また、申立期間のうち、昭和46年10月11日から同年11月1日までの期間については、上記のとおり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認できない上、同年10月11日に、A社において厚生年金保険

に加入したことがオンライン記録から確認できる元従業員は、「私は、B部に勤務していたが、申立人のことを知らない。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和45年11月7日から46年1月4日までの期間及び同年10月11日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和43年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月12日から同年4月3日まで

年金記録確認第三者委員会から「同僚等の年金記録に係るお問い合わせ(依頼)」が送付されたことを契機に、A社B工場(現在は、C社D事業所)に勤務した期間に係る年金加入記録について年金事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和29年5月1日にA社に入社し、43年3月に同社E工場からB工場に転勤したが、同年5月に退職するまで、同社に継続して勤務した。

昭和43年3月1日付けで、A社B工場への転勤を命ずる旨の同社E工場発行の辞令書を所持しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令書、C社D事業所の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社B工場に勤務し(A社(E工場)から同社B工場へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、上記のとおり、昭和43年3月1日付けの辞令書を所持しているところ、オンライン記録において、転勤元であるA社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年3月12日であることが確認できることから、申立人の同社B工場における被保険者資格の取得日を同日とするこ

とが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和43年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、C社D事業所が保管するA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、申立人の資格取得日が昭和43年4月3日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟厚生年金 事案 1614 (事案 701 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 20 日から 45 年 2 月 1 日まで
年金記録確認第三者委員会に対して、A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないとの回答を受け取った。
その後、当時社員だった元同僚から、「間違いなく保険料は払っていたはずだと思う。」と言われたので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言及び申立人がA社の次に勤務したC社保管の従業員名簿における前歴欄の記載内容から、申立人が昭和 44 年 4 月からA社に勤務していたことが推認できるが、申立人は、自身が記憶している同僚と推認できる者について、自身より先に同社に入社していたところ、当該同僚の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人が入社したとしている時期より後の45年1月14日であることから、当時、同社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性があること、社会保険事務所(当時)が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難いことなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、「当時社員だった元同僚から、『間違いなく保険料は払っていたはずだと思う。』と言われた。」として再申立てを行っているが、当

該同僚は、申立人がA社において厚生年金保険に加入していたかどうかについて、「自分は経理担当者ではないから分からない。」と証言している上、申立人は、上記元同僚以外の二人の元従業員の氏名を挙げているところ、このうちの一人は、「退職後、年数がたっているので、記憶に無い。」と回答している。

また、上記元従業員のうちほかの一人は、「厚生年金保険への加入は強制だった。」としているものの、申立人が、A社に入社したとする昭和44年当時に、同社において厚生年金保険に加入した元従業員6人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、このうちの5人については、資格取得日が遡って訂正されていることが確認でき、このことから、申立期間当時、同社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。